

税 務

税務申告を怠った税理士に慰謝料命じる

裁判所、無申告により銀行借入ができなくなった点などを問題視

要
約

- 法人税申告書が無申告となった責任は税理士にあり。附帯税相当分の賠償を命じる判決（東京地裁平成25年3月18日・確定済み）。
- 附帯税のほか、銀行借入ができなくなった点などを指摘し、税理士に慰謝料の支払いも命じる。

本件では、顧問税理士において申告に必要な会計資料が集まらず、関与先企業の平成19年度分、平成20年度分、平成21年度分の法人税申告書が無申告となったことの責任が、顧問税理士と関与先企業のどちらにあったかが問題となった。

関与先企業は、顧問税理士は平成20年度の途中から連絡をとらなくなり、法人税の申告に必要な会計資料を受け取らなくなったと主張。平成19年度分、平成20年度分、平成21年度分の法人税申告書が無申告となったことにより、無申告加算税と延滞税の支払いを余儀なくされたとして、附帯税相当分の損害賠償を求めている。

また、関与先企業は、顧問税理士の不法行為により、適切な時期に税務申告をする権利が侵害されたことで精神的苦痛を被ったとして、顧問税理士に対して100万円の慰謝料の支払いも請求していた。

関与先企業の訴えに対して裁判所は、顧問税理士は自らの税理士業務の傍ら税理士

会支部で勤務していたため、極めて多忙な状況となるなどして顧問先企業と連絡がとれなくなったと認定した。

そのうえで裁判所は、顧問税理士の懈怠により、申告に必要な会計資料が集まらなかったのであるから、法人税申告書が無申告となった責任は、顧問税理士にあったと判断している。

ただ、裁判所は、顧問税理士と連絡が取れず、申告に必要な会計資料が関与先企業の手元にあった平成20年度分と平成21年度分については、関与先企業は顧問税理士との業務委任契約を解約し、他の税理士に依頼することも可能であったことなどを指摘し、この点についての関与先企業の過失を認め（過失相殺5割）、顧問税理士に対して約70万円の支払いを命じている。

また、顧問先企業が求めた慰謝料については、関与先企業は顧問税理士に責任がある税務申告の懈怠により、附帯税の支払い義務を負ったほか、銀行借入ができなくなるなど、附帯税相当額の財産上の損害が補填されていることでは充たされない、慰謝を要する精神上的損害が発生していると認定し、顧問税理士に対して20万円の慰謝料の支払いを命じている。

税理士側に対して、慰謝料の支払いが認められた点、注目される判決といえる。